

所沢市告示第482号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により所沢都市計画生産緑地地区を変更しようとするので、同法第21条第2項の規定において準用する同法第17条第1項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案については、縦覧期間満了の日までに所沢市長に意見書を提出することができる。

令和7年10月14日

所沢市長 小野塚 勝 佳

1 都市計画の種類及び名称
別表のとおり

2 都市計画を変更する土地の区域
イ 追加する土地の区域
別表のとおり

ロ 削除する土地の区域
別表のとおり

3 都市計画の縦覧場所
所沢市役所 高層棟5階 街づくり計画部 都市計画課

4 縦覧期間
令和7年10月14日（火）から令和7年10月28日（火）まで
時間は、午前8時30分から午後5時15分まで
ただし、土曜日、日曜日を除く

所沢市告示 第483号

「所沢市自転車駐車場の整備及び自転車の放置の防止に関する条例」第19条
第6項の規定により、下記のとおり告示する。

令和7年10月14日

所沢市長 小野塚 勝俊

記

- 1 撤去した日 令和7年10月10日
- 2 撤去した場所 自転車放置禁止区域、自転車放置指導整理区域、市営自転車駐車場
- 3 撤去・保管台数 10台
- 4 返 還 日 同条例第21条第2項に規定する告示の日より44日間
(自転車保管場所の開所日・開所時間内に限る)
- 5 返 還 場 所 喜多町自転車駐車場内保管場所
喜多町2番12号
電話04-2924-9419
月～土曜日(12/29～1/3を除く)
午前9:00～午後5:30
- 6 問い合わせ先
 - (1) 保管自転車について 上記の該当する自転車保管場所
 - (2) それ以外 所沢市市民部防犯交通安全課
電話04-2998-9140